

専門部会の設置について

1 専門部会の設置

審議会は、都市環境の創造および保全に関する専門の事項を処理するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。（秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第12条第1項）

2 専門部会の組織

専門部会は、会長の指名する委員および専門委員をもって組織する。（秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第12条第2項）

専門部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長が指名するものがこれに当たる。（秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会規則第3条第1項）

3 審議会と専門部会の所掌事務の分担等

審議会の所掌事務	専門部会	審議会
景観計画の策定・変更 (景観条例第4条)	景観 調査・審議 (報告) →	審議・議決
景観条例に基づく勧告・協力 (景観条例第10条・12条)	形成 調査・審議・議決 (報告) →	—
景観重要建造物等の指定・解除 (景観条例第13条)	調査・審議・議決 (報告) →	—
表彰に関する審査 (景観条例第18条)	審査 (報告) →	—
景観条例に基づく事実の公表 (景観条例第11条)	—	調査・審議・議決
屋外広告物の禁止地域等の指定、許可の基準の設定など(屋外広告物条例第25条)	調査・審議・議決 (報告) →	—
都市緑化推進基本方針の策定・変更 (都市緑化の推進に関する条例第2条)	都市 調査・審議 (報告) →	審議・議決
緑化街区の指定・解除・変更 (都市緑化の推進に関する条例第3条)	緑化 調査・審議・議決 (報告) →	—
保存樹の指定・解除 (都市緑化の推進に関する条例第9条)	推進 調査・審議・議決 (報告) →	—
宅地開発に関する条例に基づく事実の公表 (宅地開発に関する条例第20条)	—	調査・審議・議決

市長へ答申